

福井県警察の保護の取扱いに関する訓令

平成31年2月22日
福井県警察本部訓令第2号

改正

令和3年3月15日本部訓令第13号 令和4年3月18日本部訓令第12号

福井県警察の保護の取扱いに関する訓令を次のように定める。

福井県警察の保護の取扱いに関する訓令

福井県警察の保護の取扱いに関する訓令（平成16年福井県警察本部訓令第24号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「めい規法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令に定めるところにより行う保護等（以下「保護」という。）を適正に行うため、保護の手續、方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（心構え）

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、発見し、又は届出のあった者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては、誠意をもって行い、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

2 警察官は、保護された者（以下「被保護者」という。）の取扱いに当たっては、次の各号に留意し、適正かつ的確な取扱いをするように努めなければならない。

- (1) 被保護者の性格その他個々の態様に応じ、適切な処遇をすること。
- (2) 被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼす事故を起こさないようにすること。
- (3) 病人、負傷者等で医療措置を講ずる必要がある場合は、直ちにその措置を執ること。

（保護の責任）

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、保護及び保護室の管理について全般の指揮監督に当たり、その責めに任ずるものとする。

2 警察署の保護を主管する課長（以下「保護主任者」という。）は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、被保護者の保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡し及び関係機関への引継ぎ、保護室の管理等保護の全般における職務について行うものとし、直接その責めに任ずるものとする。

3 保護主任者が退庁した場合その他の不在の場合においては、当直責任者又は署長の指定した者が保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

（保護の着手）

第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合は、救護のため必要な措置を講じ、速

やかに保護主任者に報告し、その指揮を受けなければならない。

- 2 被保護者については、原則として警察署に同行しなければならない。ただし、短時間内に引渡しが可能なる者等については、保護主任者の指揮を受けて交番、駐在所その他適当な場所で保護することができる。
- 3 警察官は、保護に着手した場所から被保護者の保護のため最も適当と認められる場所（以下「保護の場所」という。）まで被保護者を同行する場合は、なるべく衆目に触れないよう配慮しなければならない。

（保護カード等）

第5条 警察官は、前条第1項の措置を行ったときは、速やかに保護カード（別記様式第1号）に被保護者に関する所要事項を記載し、保護主任者に提出しなければならない。

- 2 保護主任者は、被保護者の取扱い状況や保護解除の状況その他必要な事項を保護カードに記載しておかなければならない。
- 3 保護主任者は、保護カードに年ごとの一連番号を付して、関係書類とともに編てつしななければならない。
- 4 保護カード及び関係書類の保存期間は、暦年で5年とする。
- 5 取り扱った保護については、別に定める被保護者情報管理システム（以下「保護システム」という。）に全て登録するものとする。

なお、保護カードについては、作成者の押印を省略できるものとする。

（被保護者の観察）

第6条 保護主任者は、次のいずれかに該当する者については、被保護者観察記録表（別記様式第2号）を作成し、その経過を明らかにしておくものとする。

- (1) 精神錯乱者
- (2) 泥酔者及びめいてい者
- (3) 前2号に掲げる者以外で、必要と認められる被保護者

（被保護者の動静記録）

第7条 保護主任者は、保護の状況に応じ、被保護者の動静やけがの状況等を写真撮影するなどし、画像として記録しておくものとする。

（保護の場所）

第8条 保護主任者は、第4条の報告を受けたときは、被保護者の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号を基準として、保護の場所を指示する等必要な措置を講じなければならない。

- (1) 精神錯乱者、泥酔者、めいてい者、暴れる者、自殺する可能性が高いと認められる者その他保護室で保護することが適切と認められる者は、原則として保護室を用いて保護すること。
- (2) 前号に該当しない者は、警察署事務室その他適切な場所において保護すること。

（行動の抑止）

第9条 警察官は、被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、又は適切にその者を保護するためほかに方法がないと認められるときは、真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段を講じることができる。ただ

し、緊急を要し、保護主任者の指揮を受けるいとまがないときは、事後速やかに保護主任者に報告しなければならない。

- 2 保護主任者は、前項の手段として被保護者が保護室を離れないようにするため、かけがね又は錠（以下「かけがね等」という。）を使用するときは、保護指揮簿（別記様式第3号）により事前に署長の指揮を受けなければならない。ただし、緊急を要し、署長の指揮を受けるいとまがないときは、事後速やかに署長に報告しなければならない。
- 3 保護主任者は、第1項の手段として保護に必要な用具（以下「保護用具」という。）を使用するときは、保護指揮簿により、事前に署長の指揮を受けなければならない。ただし、緊急を要し、署長の指揮を受けるいとまがないときは、事後速やかに署長に報告しなければならない。
- 4 署長は、事故防止のため前2項のいずれかの措置を講じたときは、必要な体制を整え対面監視（監視用カメラによる監視を除く。）をしなければならない。
- 5 保護主任者は、前項の措置を確認するために巡視し、保護カード等に必要な事項を記録しなければならない。
- 6 保護用具に係る取扱要領は、別に定める。

（被保護者の住所等の確認措置）

第10条 警察官は、被保護者に係る必要な手配をするに当たり、被保護者がその住所若しくは居所若しくは氏名を申し立てることができないとき、又は申し立てても確認することができない場合であって、他に方法がないと認められるときは、保護主任者の指揮を受けて、適切な場所において、立会人を置き、被保護者が拒まない限り、必要な限度で、被保護者の所持品等から、その住所若しくは居所又は氏名を確認するための措置を執ることができる。この場合において、被保護者が女性であるときは、原則として、女性警察職員が確認の措置を執るものとする。

（所持品の取扱い）

第11条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物品」という。）を所持している場合において、事故を防止するため、やむを得ないと認められる限度で、当該危険物品を保管するものとする。

- 2 被保護者が所持することにより、紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品については、被保護者の承諾を得て保管するものとする。
- 3 前2項の措置は、緊急を要する状態にあつて、当該措置を執るいとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上、保護の場所において、立会人を置いて行わなければならない。この場合において、被保護者が女性であるときは、女性警察職員をこれに立ち合わせるものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により危険物品又は貴重品（以下「所持品」という。）を保管したときは、その品名、数量及び取扱者を当該被保護者に係る保護カードに記載して、その取扱状況を明確にするとともに、当該所持品を封筒等に密閉した上で保護主任者に引き継ぐものとする。
- 5 保護主任者は、前項の所持品の引継ぎを受けたときは、鍵のかかる場所において保管

するものとする。この場合において、保護主任者は、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解く場合にあっては前項の所持品（法令により所持を禁止されているものを除く。）をその引取人又は本人に確認させた上で返還するものとし、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合にあっては当該関係機関の職員に確認させた上で引き継ぐものとする。

（異常を発見した場合の措置）

第12条 警察官は、被保護者について異常を発見した場合においては、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を、保護主任者を経て署長に報告しなければならない。

2 署長は、前項の報告を受けたときは、速やかに事案に応じて、調査、医療の措置、関係者への連絡等必要な措置を講じなければならない。

3 署長は、前項の異常が死亡その他重大な事故である場合は、警察本部主管課を経由して、本部長に直ちにその状況を報告しなければならない。

（家族等への引渡し）

第13条 保護主任者は、被保護者の住所等が判明した場合は、速やかにその家族等への引渡しの措置を講じ、引取人のいない場合であっても、保護の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに保護を解除するための必要な指揮をしなければならない。

（関係機関への引継ぎ）

第14条 保護主任者は、被保護者を家族等に引き渡すことができない場合又は家族等に引き渡すことが適切と認められない場合には、署長の指揮を受けたのち、次の各号に定めるところにより措置しなければならない。

(1) 被保護者が病人、負傷者等である場合は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる知事又は市町村長に引き継ぐこと。

(2) 被保護者が病人、負傷者等で身元不明の者及び死亡者である場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（昭和32年法律第93号）第2条に基づいて市町に引き継ぐこと。

(3) 被保護者が児童福祉法第25条に規定する児童である場合は、前号に掲げる場合であっても福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、これを家庭裁判所に通告して引き継ぐこと。

(4) 被保護者が、配偶者からの暴力、高齢者虐待又は障害者虐待を受けていると認められる場合は、市町等の関係機関と連携するなどし、適切に措置すること。

（保護の解除）

第15条 保護主任者は、保護の解除を行った場合は、当該被保護者に係る保護カードに所要事項を記載するとともに、その経過を明らかにしておかなければならない。

（警察署以外の所属における措置）

第16条 警察署以外の所属の警察官が、第4条第1項の措置を講じたときは、所属幹部及び保護に着手した場所を管轄する警察署の保護主任者又は保護取り扱いを指揮した警察署の保護主任者に速やかに報告し、その指揮を受けねばならない。ただし、緊急を要する場合においては、必要な措置を講じた後、速やかに報告しなければならない。

（保護室の構造設備等の基準）

第17条 保護室の設置に当たっては、留置施設と分離し、別に定める基準によるものとする。

る。

(保護室の点検等)

第18条 保護主任者は、被保護者を保護室に収容する直前に、保護室に異常がないか点検すること。また、毎月1回以上、保護室の構造設備や保安設備等を詳しく点検し、その結果を保護システムに記録しておくこと。

2 保護主任者は、保護室の衛生と環境整備に努めること。

3 保護主任者は、保護室の不備又は異常を認めるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかに署長に報告の上、生活安全企画課等と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

(保護室に関する特例措置)

第19条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、第8条の規定にかかわらず、警察署の宿直室、休憩室等被保護者を保護するのに相当と認められる施設を保護室に代用することができる。

(保護期間延長許可状の請求)

第20条 署長は、警職法第3条第3項ただし書きの規定による24時間を超えて被保護者を保護する場合は、保護期間延長許可状請求書(別記様式第4号)により簡易裁判所に請求しなければならない。

(簡易裁判所への保護通知)

第21条 署長は、警職法第3条第5項及びめい規法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知について、保護取扱通知書(別記様式第5号)により、簡易裁判所に通知しなければならない。この場合において、その直前の週の日曜日から土曜日までの間に取り扱った保護事案を毎週金曜日までに行うものとする。

(保健所長への通報)

第22条 署長は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精福法」という。)第23条又はめい規法第7条の規定による保健所長への通報を保護通報書(別記様式第6号)により行わなければならない。

(被保護者と犯罪捜査との関係)

第23条 署長は、被保護者と被疑者の取扱いを明確に区別し、保護に名を借りて犯罪の捜査をすることのないように配慮しなければならない。この場合において、被保護者が罪を犯した者であること又は少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)第2条第3号の触法少年若しくは同条第4号のぐ犯少年であることが判明するに至った場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、当該被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかになった場合においても、また同様とする。

(各種法令に基づく保護等)

第24条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるとき、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔である等の理由によりやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他を同行し、又は引致すべき者等を保護室等に一時的に保護し、又は収容することができるものとする。

- (1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所の委託を受けて児童の一時保護を行う場合
- (2) 少年法（昭和23年法律第168号）第13条第2項（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定により同行状を執行する場合
- (3) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合
- (4) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条又は少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条の規定により、少年院又は少年鑑別所から逃走した者を連れ戻す場合
- (5) 更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第6項の規定により、引致状による引致を行う場合
- (6) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第22条第3項（同法第27条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、収容状を執行する場合
- (7) 婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第16条の規定により、婦人補導院から逃走した者を連れ戻す場合
- (8) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第75条第2項の規定により保護する場合
- (9) 精福法第39条の規定により、精神科病院の管理者から探索を求められて発見した精神科病院を無断で退去した者の一時的保護を行う場合

2 前項の場合においては、第2条から第16条までの規定を準用する。

附 則

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日福井県警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和3年3月15日から施行する。

附 則（令和4年3月18日福井県警察本部訓令第12号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式省略